木とふれあう木育推進事業実施要領

第１　趣旨

幼稚園、保育所、認定こども園等の子育て施設を対象に、木製の机、椅子及び木育教材等の導入を支援することにより、子どもの成育環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」を促進することを目的として、本事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

なお、事業の実施については、「大阪府補助金交付規則」（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、「大阪府林業関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「大阪府林業関係補助金交付要領」に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第２　対象施設

　　大阪府内に所在する次の施設

（１）幼稚園

　　　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園をいう。

　　（２）認可保育所

　　　　　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第39条第１項に規定する保育所をいう。

　　（３）認定こども園

　　　　　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。

（４）地域型保育事業を行う事業所

（保育者の居宅又は保育を必要とする子どもの居宅は除く）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第５項に規定する地域型保育事業をいう。

（５）企業主導型保育事業を行う事業所

　　　児童福祉法第59条の２第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が６人以上のものに限る。）のうち、同法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第３に基づき行う企業主導型保育事業をいう。

第３　補助対象となる事業者

1. 第２の（１）から（３）の民間の施設設置者
2. 第２の（４）及び（５）の民間の事業主体

第４　補助対象経費

　　　対象施設内で子どもが日常的に利用する机、椅子、ロッカー、棚、下駄箱、パーテーション、学習教材、おもちゃ等において、都道府県の認証制度等により産地証明がなされている木材（以下「地域産材」という。）を用いて作られた木製品（以下「木製品」という。）を導入する経費。

第５　補助金の額

　　補助上限額は１施設当り50万円とし、補助対象経費の１／２以内とする。

第６　実施計画書の提出

事業の実施を希望する者（以下「事業計画者」という。）は、（１）から（５）の要件の全てを満たしたうえで、大阪府環境農林水産部みどり推進室長（以下「みどり推進室長」という。）が別に定める期間に、事業実施計画書（以下「計画書」という。）（様式第1号）をみどり推進室長に提出しなければならない。

　　（１）導入する木製品の利用者が主に触れる部分に地域産材が使用されていること。

（２）大阪府の森林や木材の利用などについて積極的なＰＲを行う観点から、木育活動を行うこと。

（３）木材利用に関する情報（事業名、対象施設名、購入年月日、地域産材を使用したことが分かる標記（樹種）等）を示すラベル等を木製品に貼付すること。

（４）導入する木製品が他の補助事業の補助対象となるものではないこと。

（５）対象事業は補助金交付決定後に着手し、当該交付年度内に完了しなければならない。

（６）対象施設において過去に本事業を実施していないこと。

第７　対象事業の認定

みどり推進室長は第６に規定する要件について計画書の内容を審査し、計画書が適当と認める場合は、対象事業として認定し、様式第２号により事業計画者に通知する。

# 第８　補助金の交付の申請

第７の認定を受け、補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第４条の規定に基づき補助金交付申請書を作成し、次の書類を添付してみどり推進室長に提出する。ただし、補助金交付申請書は、第７の認定の通知の日から30日以内に提出しなければならない。

1. 対象事業の認定通知の写し
2. 計画書（様式第１号）の写し

第９　補助金の交付の決定

　　みどり推進室長は補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、規則第５条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第６条及び交付要綱第４条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面により、補助事業者に通知する。

（１）補助事業者は、提出した計画書に基づき、事業を実施する。また、補助金の交付の決定後生じた事項によりやむを得ず補助事業の内容を変更する場合は、事前に実施計画変更報告書（以下「変更報告書」という。）（様式第３号）を提出しなければならない。

（２）補助事業者は、大阪府が実施する事業効果の調査に協力しなければならない。

第１０　変更報告書の承認

　　みどり推進室長は第９（１）の変更報告書の提出があったときは、内容を審査し、変更報告書が適当と認める場合は、様式第４号により補助事業者に通知する。

第１１　実績報告

補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告書を作成し、次の書類を添付してみどり推進室長に提出しなければならない。

（１）実施状況報告書（様式第５号）

（２）木製品の設置状況が分かる写真

（３）木製品の導入に係る経費が確認できる書類（領収書等）

（４）地域産材の証明書（産地証明等）

（５）その他知事が必要と認める書類

第１２　維持管理

　　補助事業者は、本事業により導入した木製品を、台帳等により適正に管理するとともに、常に良好な状態で維持することに努める。

第１３　雑則

　　　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成29年７月20日から施行する。

この要領は、平成30年４月16日から施行する。